

令和6年1月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気掃除機（自走式）、石油ストーブ（開放式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ1件、
屋外式（RF式）ガスふろがま（LPガス用）1件、
石油ストーブ（開放式）1件） | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気掃除機（自走式）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気温風機1件、タップ1件、ヘアドライヤー1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、運動器具（バイク）1件、
タブレット端末1件、電動アシスト自転車1件） | 7件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) アンカー・ジャパン株式会社が輸入した電気掃除機（自走式）について
（管理番号：A202300900）

①事象について

アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入した電気掃除機（自走式）を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、バッテリーの不具合により、発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）8月22日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202300900）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
Eufy RoboVac 15C（ブラック）	T2120	2023年4月1日 ～ 2023年8月21日	9,588
Eufy RoboVac G30	T2250		
Eufy RoboVac G30 Hybrid	T2253		
Eufy Clean G40 Hybrid	T2256		
Eufy Clean G40+	T2272		
Eufy Clean G40 Hybrid+	T2273		
Eufy RoboVac X8 Hybrid	T2261		
Eufy Clean X9 Pro with Auto-Clean Station	T2320		
Eufy RoboVac 交換用バッテリー （X8 / X9 Pro 以外）	T2908		
Eufy Clean 交換用バッテリー （X9 Pro 用）	T2908		
Eufy RoboVac 交換用バッテリー （X8 シリーズ用）	T2937		
		（対象拡大分）	（対象拡大分）
Eufy RoboVac 15C（ホワイト） （販売期間及び対象シリアルナンバーの追加）	T2120 T2250	2023年4月1日 ～ 2023年10月15日	2,137
Eufy RoboVac G30（対象にホワイトを追加）			合計：11,725

2023年（令和5年）8月22日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：67.7%（2024年1月18日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2023年度	9	火災

※当該事故（管理番号：A202300900）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

2023 年 4 月 1 日から 2023 年 8 月 21 日（Eufy RoboVac 15C ホワイト、Eufy RoboVac G30 ホワイトは 2023 年 4 月 1 日から 2023 年 10 月 15 日）の期間に購入されたロボット掃除機または交換用バッテリーのうち、対象のシリアルナンバーのもの。

※対象のシリアルナンバーかどうかの確認は下記 URL のシリアルナンバー入力ボックスにて御確認ください。

<https://www.anker-japan.com/pages/robovac-support>



Eufy RoboVac 15C
カラー：ホワイト、ブラック



Eufy Clean G40 Hybrid+
カラー：ブラック



Eufy RoboVac G30
カラー：ホワイト、ブラック



Eufy RoboVac X8 Hybrid
カラー：ブラック、ホワイト



Eufy RoboVac G30 Hybrid
カラー：ブラック
※ホワイトは対象外



Eufy Clean X9 Pro with Auto-Clean Station
カラー：ブラック



Eufy Clean G40 Hybrid
カラー：ブラック



Eufy RoboVac 交換用バッテリー（X8 / X9 Pro以外）

Eufy Clean交換用バッテリー（X9 Pro用）※2個入り



Eufy Clean G40+
カラー：ブラック

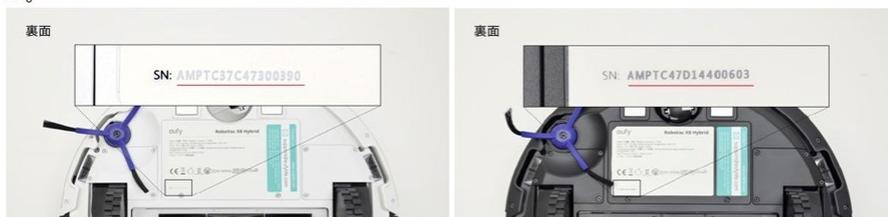


Eufy RoboVac 交換用バッテリー（X8 シリーズ用）

【シリアルナンバーの記載場所】

・ロボット掃除機

製品本体底面のシール左下記載の「SN：」の後、Aから始まる16桁のシリアルナンバーをご確認ください。



・交換用バッテリー

QRコードの下に記載されているAから始まる16桁のシリアルナンバーをご確認ください。



④ユーザーへの注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 特設窓口

電話番号：0120(253)004

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.ankerjapan.com/blogs/news/429>

（対象拡大後（10月16日））

<https://www.ankerjapan.com/blogs/news/435>

<https://www.ankerjapan.com/pages/robovac-support>

※WEB専用窓口からも申込みいただけます。

(2) アコラデイジャパン株式会社が輸入した石油ストーブ（開放式）について
（管理番号：A202300906）

①事象について

アコラデイジャパン株式会社（法人番号：2180001143349）が輸入した石油ストーブ（開放式）を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、消費生活用製品安全法令に関する技術基準に適合しない製品である可能性があり、それが原因で火災等の事故に至る可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）12月8日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、購入者に対し電話やメール等で直接連絡をし、対象製品について回収及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202300906）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
LVIYUAN（リョクエン）対流型 石油ストーブ 2.2kW 360° 暖房 収納バッグ付き	TJR-R85-C-W TJR-R85-C-K	2023年10月1日 ～ 2023年12月4日	881

2023年（令和5年）12月8日からリコール（回収・返金）を実施

回収率：34.7%（2024年1月18日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

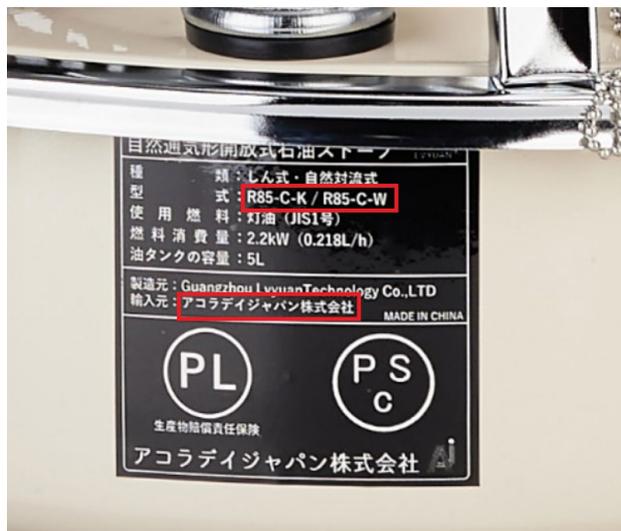
対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

（ア）対象製品の外観



(イ) 対象製品の確認方法



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アコラディジャパン株式会社

電話番号：050(5536)3547

メールアドレス：service@lv Yuan.jp

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://lv Yuan.jp/pages/voluntary-recycling-of-products>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：石田、首藤、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：伊藤、佐々木

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300898	令和5年12月29日	令和6年1月15日	ガストーチ	CB-TC-BZ(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300901	令和5年12月31日	令和6年1月16日	屋外式(RF式)ガスふろがま(LPガス用)	GF-200D	株式会社長府製作所	火災	当該製品のタイマーをセットし使用中、異音に気づき、浴槽の水を排水したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	製造から20年以上経過した製品 令和6年1月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300906	令和5年12月14日	令和6年1月17日	石油ストーブ(開放式)	TJR-R85-C-K	アコラデイジャパン株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年12月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意 令和5年12月8日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 34.7%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300900	令和5年11月23日	令和6年1月16日	電気掃除機(自走式)	T2261	アンカー・ジャパン株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品を熔融し、周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月11日 令和5年8月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 67.7%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300896	令和6年1月1日	令和6年1月15日	電気温風機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和6年1月12日に消費者安全法の重大事故等(電気温風機(浴室用))として公表済
A202300897	令和5年12月21日	令和6年1月15日	タップ	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202300899	令和5年12月20日	令和6年1月16日	ヘアドライヤー	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和6年1月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300902	令和5年11月17日	令和6年1月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を他社製の充電ケーブルに接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月10日
A202300903	令和3年12月11日	令和6年1月17日	運動器具(バイク)	重傷1名	当該製品を使用中、サドルが破損し、後方に転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和4年3月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月12日
A202300904	令和5年12月16日	令和6年1月17日	タブレット端末	火災	事業所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月25日
A202300905	令和5年9月30日	令和6年1月17日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、身体が前方に投げ出され転倒、右肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月9日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし